

相続税申告業務 料金案内

【報酬算定基準】

当事務所の相続税申告業務報酬は、基本報酬+加算報酬で算定されます。

基本報酬

遺産総額	報酬額
1億円以下	遺産総額×0.65%
1億円超 2億円以下	遺産総額×0.55%+10万円
2億円超 3億円以下	遺産総額×0.45%+30万円
3億円超 4億円以下	遺産総額×0.4%+45万円
4億円超 5億円以下	遺産総額×0.3%+85万円
5億円超 10億円以下	遺産総額×0.2%+135万円
10億円超	0.1%+235万円

加算報酬

相続人が2人以上の場合	基本報酬額×10%×(相続人の数-1)
遺産の中に土地がある場合	1評価単位につき9万円
遺産の中に非上場株式がある場合	1社につき18万円
ご依頼が申告期限から3か月以内の場合	全体報酬額の20%割増し

【注意事項】

- 1.) 上記表中の遺産総額は、小規模宅地等の特例・配偶者控除・生命保険金及び退職手当金の非課税枠・借入金等の債務や葬式費用等を控除する前のプラス財産の総額をいいます。
また、路線価地域にある土地については、正面路線価×地積×持分で計算します。
- 2.) 上記報酬には、後日税務調査があった際の、調査対応報酬は含まれません。税務調査に際し業務を行った場合には、別途1時間当たり15,000円の報酬が発生します。
なお、税務調査対応業務は、次のような業務が該当します。
 - ・ 税務調査立会
 - ・ 税務署に対する意見書の提出
 - ・ 不服申立て
 - ・ 修正申告書の作成
 - ・ その他税務調査に関連して行った業務

- 3.) 上記報酬には、未分割申告を行った場合の、分割後の修正申告・更正の請求に係る報酬は含まれません。分割後の修正申告・更正の請求をご依頼される場合には、ご契約が必要です。
- 4.) 上記報酬には、以下の費用は含まれません（お客様のご負担となります）。
 - ・ 戸籍謄本、住民票等の取得手数料
 - ・ 不動産評価に必要な公図や謄本等の取得手数料
 - ・ 銀行・証券会社等の残高証明書、預金取引明細の取得手数料
 - ・ 各資料の取得代行手数料
 - ・ 訪問や不動産現地調査の際の旅費交通費等の実費
 - ・ 相続登記の際の登録免許税
 - ・ 司法書士報酬
 - ・ 弁護士報酬
- 5.) 以下の場合には、別途費用が必要な場合があります（事前に金額の目安をお伝えします）。
 - ・ 遺産の中に海外財産が含まれている場合
 - ・ 非上場株式に合併・分割等の組織再編行為があった場合
 - ・ その他財産の評価が著しく複雑で、通常に比べて調査・検討等に大幅に作業日数を要する場合
- 6.) 申告期限から 2 ヶ月以内にご依頼の場合には、原則として期限後申告とさせていただきます。ただし、期限内申告が可能と判断し、実際に期限内申告が行われた場合には、以下の加算報酬が追加されます。
 - ・ 申告期限から 2 ヶ月以内の場合：全体報酬額の 35%割増し
 - ・ 申告期限から 1 か月以内の場合：全体報酬額の 50%割増し
- 7.) 上記報酬には、別途消費税が付加されます。

【報酬算定例】

- ・ 遺産総額 2億5千万円
- ・ 相続人 3人
- ・ 土地評価数 2

①基本報酬 $2億5千万円 \times 0.45\% + 30万円 = 142万5千円$

②加算報酬 相続人加算 $142万5千円 \times 10\% \times (3人 - 1人) = 28万5千円$

土地評価加算 $9万円 \times 2 = 18万円$

加算報酬計 $28万5千円 + 18万円 = 46万5千円$

③税抜報酬額 ① + ② = 189万円

④消費税額 ③ $\times 10\% = 18万9千円$

⑤税込報酬額 ③ + ④ = 207万9千円

※相続申告期限3か月以内のご依頼の場合、上記⑤の報酬額に20%が加算されます。